

# 大分県報

平成二十二年  
第二二〇八号  
九月二十八日

（火曜日）

## 目次

告示	一
身体障害者福祉法による医師の指定	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）	二
指定施業要件変更予定保安林	三
指定施業要件変更保安林	三
遊漁規則の変更認可	五
公有水面埋立ての免許の出願	七
道路区域の変更	八
道路の供用開始	八
道路位置の指定	八
公告	八
第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について	八
所在不明者に対する保安林の指定施業要件の変更予定通知の掲示	八
所在不明者に対する保安林の指定施業要件の変更通知の掲示（三件）	九
公共測量の終了	一〇

## ○告示

### 大分県告示第七百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広瀬 貞

診療科目

医師氏名

勤務場所

指定年月日

呼吸器科	大瀨 稔	大分県厚生連鶴見病院 別府市大字鶴見四三三三番地	平三・九・九
耳鼻咽喉科	川本 洋	医療法人聡明会かめがわ耳鼻咽喉科 別府市亀川四ノ湯九番一号	"
眼科	谷脇 祥徳	医療法人祥成会みなと眼科クリニックス 別府市船小路町一〇二一	"
外科	池田 正仁	中津市立中津市民病院 中津市大字下池永一七三番地	"
呼吸器内科	三重野 斉	宇佐高田医師会病院 宇佐市大字南宇佐六三五番地	"
外腸門科	和田 純治	医療法人信和会和田病院 宇佐市大字出光一六五番地の一	"
内消化器内科	児玉 礼二	いぬかい児玉医院 豊後大野市犬飼町田原字津留一〇五一一一	"
歯科口腔外科	山形 純平	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	"
歯科口腔外科	江口 美香	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	"
歯科口腔外科	田代 舞	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	"
歯科口腔外科	神崎 夕貴	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	"
外科	白下 英史	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	"

平成二十二年九月二十八日

大分県報（告示）

耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	循環器科	循環器科	循環器科	呼吸器科	呼吸器科	泌尿器科	神経内科
立山香織	野田謙二	能美希	前田恵子	澁谷忠正	篠崎和宏	神徳宗紀	河野嘉之	白井亮	大谷哲史	秋田泰之	岡崎敏郎
大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

**大分県告示第七百六十五号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 変更申請のあつた年月日

平成二十二年九月九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ICT活用グループ

三 代表者の氏名

飯田陽一

四 主たる事務所の所在地

豊後高田市新地千百六十八番地三

五 定款に記載された目的

この法人はやる気と行動力のある会員が得意な分野において活躍するスペシャリスト集団を旨し、地域経済の推進及び地域社会への貢献をすることを目的とする。

六 定款変更の内容

会員事項の変更

**大分県告示第七百六十六号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 変更申請のあつた年月日

平成二十二年九月十四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日田フレンドワーク

三 代表者の氏名

桑野勝義

四 主たる事務所の所在地

日田市南友田町五百十六番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人をはじめとする、地域の人々に対して、まごころのこもった、就労活動・相談・サービス支援事業・地域社会との交流事業、福祉人材育成事業を行い、障がいを持つ人の社会復帰、地域社会づくり、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

特定非営利活動に係る事業の変更

大分県告示第七百六十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

玖珠郡玖珠町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

玖珠郡九重町・玖珠郡玖珠町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

玖珠郡九重町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部

森林保全課及び大分県西部振興局並びに九重町役場及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供す

る。）

大分県告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所

杵築市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

平成二十二年九月二十八日

大分県報（告示）

<p>水源のかん養</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>二1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>三1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p>	<p>4 水源のかん養</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>二1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>三1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p>
<p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>六1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p>	<p>4 水源のかん養</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>五1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 魚つき</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>四1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 風害の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 杵築市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p>

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
 杵築市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

七 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所

杵築市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 漁業者の名称及び住所

山国川漁業協同組合

中津市本耶馬溪町樋田九一の五

二 漁業権の免許番号  
 内共第一号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

第六条 遊漁料の額は、次のとおりとする。  
 （遊漁料の額及び納付方法）  
 ただし、肢体不自由者は次に掲げる額の二分の一に相当する額とし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは五〇〇円を加算した額とする。

遊漁料の額は、次のとおりとする。  
 ただし、第一号の場合において、肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、第三号ただし書きに規定する方法により納付するときは五〇〇円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣または友掛による遊漁の場合

魚種 全漁業権対象魚種（あゆ、はえ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、すっぽん、えのぼら）

魚種 あゆ

漁具漁法 手釣、竿釣、投釣、友掛

漁具漁法 手釣、竿釣、友掛

遊漁料 一日一、五〇〇円  
 一年五、〇〇〇円

遊漁料 一日一、五〇〇円  
 一年五、〇〇〇円

あゆを除く漁業権対象魚種

手釣、竿釣、投釣

一日 五〇〇円  
 一年二、五〇〇円

一日 五〇〇円  
 一年二、五〇〇円

※ 舟を使用する場合は、一隻につき一年五、〇〇〇円を別途納付すること。

※ 「あゆ」の年券（五、〇〇〇円）購入者は、「はえ、えのぼら、すっぽん」も可

二 前項の規定にかかわらず、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒の場合の遊漁料は次のとおりとする。

二 前号の規定にかかわらず、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒の場合の遊漁料は次のとおりとする。

魚種	全漁業権 対象魚種 (あゆ、 はえ、こ い、ふ な、うな ぎ、もく ずがに、 すっぱ はん、え は)	漁具漁法	手釣、 竿釣、 投釣、友 掛、素掛 け(ちよ んかけ)	遊漁料	無料
魚種	あゆ	漁具漁法	手釣、竿 釣、友 掛、素掛 け(ちよ んかけ)	遊漁料	無料

3 遊漁料は、理事会において定められた場所で納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することでもできる。

三 遊漁料の納付は理事会において定められた場所で納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣及び投釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

変更後

種別	遊漁料 (領収金額に○)	承認期間	年 月 日より 年 月 31日まで
鮎を含む 全魚種	年券 5,000円	平成 年 月 31日まで	
	日券 1,500円	平成 年 月 日限	
鮎以外の 魚種	年券 2,500円	平成 年 月 31日まで	
	日券 500円	平成 年 月 日限	
舟使用 (全魚種)	年券 5,000円	平成 年 月 日より 平成 年 月 31日まで	
身障者割引額 (半額)			
現場徴収手数料 (500円)		有	無

※身障者割引を利用される方は、証明証をご提示ください。  
※裏面の注意事項をご確認ください。  
発行者：山国川漁業協同組合  
大分県中津市本耶馬溪町樋田91の5 TEL (0979) 52-2756  
(販売者名 印)

変更前

別記様式  
第一号  
(遊漁承  
認証)  
(表面)

平成 年度 遊漁承認証

遊漁区域：山国川本支流全域  
下記の者に遊漁を承認します。  
(本券は釣りのみに限ります)

住所	遊漁者
氏名	氏名
住所	氏名
氏名	年齢
住所	年齢

下記の金額を領収いたしました。

変更前

平成 年度 遊漁承認証

下記の者に遊漁を承認します。

住所	遊漁者
氏名	氏名
住所	氏名
氏名	当
住所	当

承認期間 1日釣 平成 年 月 日限  
1年釣 平成 年 月 31日まで

禁漁区域 山国川本支流一円  
遊漁料 あゆ 1日1,500円 1年5,000円

ハエ、エノハ 1日 500円 1年2, 500円  
 スッポン(釣) (現場徴収手数料 500円)  
 ※鮎年券購入者はハエ、エノハ、スッポンも可。  
 発行者 山国川漁業協同組合 (印)

(裏面)

変更後

注意事項

1～8 (略)  
 9. この券では、うけ、かしばり、網漁はできません。

変更前

(略)

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十三年四月一日

大分県告示第七百七十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

平成二十二年七月十六日

二 出願人の住所及び氏名

大分市荷揚町二番三十一号

大分市

代表者 大分市長 釘 宮 磐

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字白木字本谷二五四五番二の地先の公有水面

2 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ春分秋分の満潮位(プラス二・二〇メートル)における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と7の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 大分市大字志生木字南山口二六五〇番地の国土地理院四等三角点「志生木」

(北緯三三度一四分〇二秒一一八四東経一三一度五一分四一秒八九九五(以下「基点」という。))から一〇五度五七分二〇秒九八五・六一メートルの地点

2の地点 1の地点から一三五度〇七分五二秒一〇・二八メートルの地点

3の地点 2の地点から二二五度〇七分五二秒五・四〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一三五度〇七分五二秒一・五〇メートルの地点

5の地点 4の地点から四五度〇七分五二秒五・四〇メートルの地点

6の地点 5の地点から一三五度〇七分五二秒一〇・八六メートルの地点

7の地点 6の地点から二八六度〇九分二七秒二五・七八メートルの地点

3 面積

二六四・一七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

大分市大字白木字本谷二五四五番二の地内並びに地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とGの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から一〇四度一〇分五五秒一、〇〇一・九六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から一三五度〇七分五二秒三四・〇〇メートルの地点

Cの地点 Bの地点から二二五度〇七分五二秒三三・四一メートルの地点

Dの地点 Cの地点から二六〇度〇二分五〇秒八・六三メートルの地点

Eの地点 Dの地点から二四三度四九分一五秒一一・一六メートルの地点

Fの地点 Eの地点から二七一度五二分三九秒四・〇三メートルの地点

Gの地点 Fの地点から三一五度〇七分五二秒二二・五五メートルの地点

3 面積

一、七一三・四九平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

平成二十二年九月二十八日

大分県報(告示)

七

六 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分市役所

七 縦覧の期間

平成二十二年九月二十八日から  
平成二十二年十月十八日まで

大分県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字蒲江浦字鷺谷四五〇〇番一九から佐伯市蒲江大字蒲江浦字田ノ浦四七九四番二四地先まで	前	一五・〇 メートル	一、四二二・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	一五・〇 六・〇	一、四二二・四	
一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字蒲江浦字鷺谷四五〇〇番一九から佐伯市蒲江大字蒲江浦字田ノ浦四七九四番二四地先まで	前	一五・〇 メートル	一、四二二・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	一五・〇 六・〇	一、四二二・四	

大分県告示第七七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字蒲江浦字鷺谷四五〇〇番一九から佐伯市蒲江大字蒲江浦字田ノ浦四七九四番二四まで	平二二・九・二九

大分県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。  
平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第二二一 一号	杵築市大字南杵築字近松寺 四六三番一及び四六三番九	平二二・九・一四	メートル 六・〇〇	メートル 四二・一〇

○公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特別区域を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により公告する。  
平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

- 1 大分市中央町二丁目六十一番及び七十五番
- 2 大分市府内町一丁目一番、六番三、七番四、七番五、八番四、八番五、八番六、十一番二、十二番一及び十二番二

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八



十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名又は名称及び掲示場所

所在の不明な者の氏名又は名称 掲示場所

榎井田信、麻生弘美、安部テツ、飯田茂、岩角市、笠口豊、衛藤五十子、惠藤金八、衛藤等、江藤万次、江藤洋子、衛藤嘉之、大隈佐知子、小縣カオリ、小縣賢市、小縣則行、小野芳郎、小野蘭一、加来ヤス子、河野明、国都社、小矢野コウ、小矢野毅右工門、小矢野溜、小矢野次男、小矢野紘美、佐藤長平、椎野逸作、瀬戸年雄、瀬戸久夫、高窪貞利、田口公太、武石英雄、田邊幸義、田向弘規、葛井健二、床並大吾、永田善治、長野清臣、鳴川紘一、鳴川元治、野村亀市、野村吉次郎、林一、林雄治、平置琢磨、亡床並大吾相続財産、松本揚一、矢野静馬、矢野辰藏、矢野尚文、山村寛次、山村セシ、吉武忠基、脇屋マサエ、脇屋美彦

宇佐市役所

二 通知の要旨

保安林の指定施業要件の変更予定について、平成二十二年九月三日付け大分県告示第七百十九号により行つた森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定による通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第一百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。  
平成二十二年九月二十八日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

大分県知事 広 瀬 勝 貞

所在の不明な者の氏名 掲示場所

スエ、松井兼五郎、桜井洋紀、宮脇護、江藤昇、長谷吉子、吉田慶治郎、徳丸恵子、河内秀之、甲斐キクエ、高野新太郎、志賀満、菅雅幸、山下京一、簀戸義則、武田逸雄、御手洗環、加藤キヨ子、久保田新、安藤喜夫、柳井兼五郎、柳井要、川野清摩、五十川邦廣、林亀、矢野喜一、稲葉哲一、河野正治、三浦清美、石川時彦、柳井藤治、平山三英、工藤哲生、藤田政信、桜井正義、谷崎博文、渡邊剛、小野成之丞、小野工藤義弘、河村秀俊、櫻井喜三郎、山部共有代表芦刈勉

佐伯市役所

二 通知の要旨

平成二十一年六月二十三日付け森保第五百八号で通知した保安林の指定施業要件の変更予定について、農林水産大臣から、平成二十二年八月二十四日付け農林水産省告示第千三百七十一号で保安林の指定施業要件を変更した旨通知があつたので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により行つた通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条、同条第六項において準用する同条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第一百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。  
平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名又は名称及び掲示場所

所在の不明な者の氏名又は名称 掲示場所

麻川國夫、麻川直、麻生喜一、麻生島喜六、麻生島澤市、麻生島信次、麻生嶋善左衛門、麻生島次男、麻生島藤市、麻生島豊造、麻生島伴治、麻生島彦三郎、安部杏市、安部重雄、安部繁夫、安部高吉、安部初五郎、安部久男、安部昌信、安部義明、諫山新二郎、諫山美義、一里塚甚作、一里塚直吉、井上喜四郎、井上源三、井上権平、井上七郎、井上祥太郎、井上末治、井上末美、井上泰蔵、井上保、井上徳明、井上トシ子、井上林、井上正信、井上喜勝、井上吉蔵、岩谷十郎、浮城栄次郎、浮城洋一、宇土サツキ、江口栄治郎、江口スミ、江口毅、江口文雄、江口幸男、衛藤亀太郎、衛藤幸次郎、衛藤新造、衛藤専次郎、惠藤代作、衛藤傳治郎、惠良揖夫、惠良キヌエ、惠良佐十、惠良代作、惠良大蔵、惠良三八、惠良雄吉、大隈一郎、大隈勝三郎、大隈亀太郎、大隈来由、大隈幸司、大隈佐知子、大隈スヘ、大隈竹治郎、大隈トキエ、大隈敏男、大隈フサエ、大隈マツ子、大隈三二、大隈光典、大隈彌雄三、岡方留一、岡本規矩雄、小野勇、小野喜六、小野末雄、小野本太郎、小野芳郎、加来朝太郎、加来荒太郎、角偉和男、加来佐太郎、加来終止、加来トチ、加来ハツコ、賀来三好、賀来行男、梶原知利、門柳茂、門柳多明、門脇朝市、門脇一男、門脇勘文、門脇茂十郎、門脇重松、門脇善蔵、門脇武雄、門脇勝、門脇三好、河野休二郎、川野サク、河野三十郎、川野新蔵、河野武雄、河野太、河野平九郎、河野政雄、河野三知男、川野良蔵、河野吉之、河野吉郎、久保田重則、熊野寛市、隈本敬子、隈本哲子、隈本ハツ子、隈本英朗、隈本光武、隈本容子、栗林伊

宇佐市役所

六、栗林薫、栗林賛治、栗林清、栗林ト七、栗林虎松、栗林正晴、栗林義男、香下孟、小仲梅太郎、小仲君夫、小仲公弘、小仲郡三郎、小仲貞次郎、小仲末太郎、小仲清三郎、小仲秀雄、小仲皆太郎、近藤竹治郎、近藤政太郎、後藤龜市、後藤環、後藤庄太、後藤継雄、後藤敏男、後藤正則、後藤通美、斉藤市十郎、斉藤喜多留、斉藤司、齋藤道雄、迫野勘吾、迫野義雄、佐々木リイコ、佐藤数市、佐藤三郎、佐藤勇三郎、佐藤力造、新洞立身、田中吟次郎、垂栄一郎、垂秀夫、月熊由郎、月俣神社、都留清生、出口松太郎、中村喜作、長田秋吉、永田和明、永田一善、長田清人、永田剛哉、長田信也、永田則明、永田宝作、長田洋治、灘孝一、羽熊金五、羽熊節吉、林田イツ子、林野國夫、林野多市、林伸子、羽良慎司、羽良孝士、羽良時平、羽良勇平、日浦則人、引地武藏、引地利房、引地一二三、久野大作、日野辰平、藤野貞義、亡日野仁介相続財産、松原カズエ、宮川登市、宮丸四郎、宮丸博、宮本明敏、宮本源一郎、宮本春夫、柳順子、山末武、幸野照夫、幸野利夫、李鳳順、了戒一郎、了戒乙治郎、了戒源吾、了戒友吉、了戒雄藏、了戒吉藏、渡辺武重、渡辺綱男、渡辺富士男、渡辺藤太郎、井原謹一郎、浮城法太郎、吉野完

二 通知の要旨

平成二十二年七月二日付け森保第七百二十六号で通知した保安林の指定施業要件の変更予定について、平成二十二年八月二十七日付け大分県告示第六百八十七号で保安林の指定施業要件を変更したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条、同条第六項において準用する同条第三項の規定により行つた通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条、同条第六項において準用する同条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なもので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名又は名称及び掲示場所

所在の不明な者の氏名又は名称 掲示場所

明石安太郎、朝位元文、尼子松太郎、尼子保三、在原金吾、在原儀藏、在原武吉、在原安清、泉末造、伊勢代八、一丸相藏、一丸角一、一丸清信、一丸顕作、一丸作二郎、一丸新作、一丸清藏、一丸善作、一丸鷹次郎、一丸玉市、一丸玉吉、一丸伸一、一丸両作、一丸両策、一丸類一、

一丸類市、井上申松、井上清藏、井ノ口喜太郎、猪下新八、猪下真緑、猪下爾郎、猪下直、猪部平三郎、猪俣伊六、猪俣牛太郎、猪俣吟三郎、猪俣サダ、猪俣順仁、猪俣善吉、猪俣宅平、猪俣龍美、猪俣忠太郎、猪俣長三郎、猪俣孫三郎、猪俣政二、猪俣政治、猪俣満枝、猪俣モモカ、猪俣ヤエ、今永文吾、岩本浅一、岩本伊平、岩本円二郎、岩本園治郎、岩本和吉、岩本佐一、岩本佐吉、岩本定七、岩本夕夕、岩本武吉、岩本達二郎、岩本達治郎、岩本長太郎、岩本傳七、岩本伝治、岩本傳治、岩本藤作、岩本彦一、岩本政一、岩本松太郎、岩本峯吉、岩本峯太郎、岩本弥太郎、岩本弥平、岩本彌平、岩本豊、植木逸男、榎坂吉平、岡榮作、岡治吉、岡部嘉四市、岡弁三郎、岡吉二、岡吉治、金高幾男、金村栄作、金村キク、金村啓藏、金村忠作、金村八郎、金村八郎治、河野秋次、河野秋太、河野源吾、河野盛、河野森吉、河野実太郎、河野實太郎、河野仲次、河野常三、河野禎藏、河野傳吉、河野傳藏、河野寅吉、河野直吉、河野直藏、河野貢、河野弥吉、河野彌吉、木伏為十郎、金貴久江、國廣常策、小南三千代、小陽助一、小陽善吉、小陽民治、小陽民次郎、小陽久五郎、郷司定己、郷司多賀平、郷司半治郎、郷司芳範、坂本伊三郎、櫻木庄治、櫻木章司、佐藤イチ、佐藤勘藏、佐藤敬造、財前千代子、秦澄男、園田松太郎、高木アサ子、田川伊策、田川岩太、田川要、田川兼一、田川兼八、田川金作、田川銀太郎、田川ケサ、田川今朝太郎、田川仁吉、田川代四郎、田川長作、田川寅三、田川豊子、田川孫一、田川孫市、田川勝、田川雪太郎、竹下勘治、竹下熊一、竹下末吉、田邊サヨ、谷口好美、津崎重敏、津崎千恵子、津崎マツエ、津崎マツエ、豊岡豪道、野田福市、橋園ナヲ、東国東郡米浦村協賛頼母子、平野円太、平野顕策、平野顕太、平野定一、平野三郎之助、平野甚平、平野善太郎、平野惣策、平野鷹次郎、平野半四郎、平野又三郎、平野若太郎、福田國松、福丸勇、福丸儀六、福山和之、藤野源吾、藤原兼太郎、藤原熊五郎、藤原忠良、藤原常太郎、藤原常太郎、藤原寿信、藤原秀幸、藤原政信、藤原正博、本多カツ、本多太一、本多勇作、丸熊金五郎、丸熊寅一、三浦仁、三河則隆、水本要、水本給、水本知、水本徳太郎、水本孫一、水本松藏、水本松太郎、光本龜太郎、光本勘次郎、光本仙藏、美野ウメ、宮永勘作、宮永健吾、宮永信司、宮永玉彦、宮永大藏、宮永フキ、宮永マチ、宮永宮治、三行豪忠、元抜今朝太、元抜袈沙太、八代菊太郎、八代福市、安武源六、矢野松男、山神社、山本雅章、吉岡萬九郎、吉武安代、吉武市十郎、吉武卯三郎、吉武栄太郎、吉武儀三郎、吉武幸四郎、吉武幸平、吉武新吉、吉武新造、吉武伸太、吉武長八、吉武成元、吉武史弥、吉武文五、吉武政雄、吉武益雄、吉武紋太郎、吉武八十八、吉武洋右、吉部秀太、吉本伊作、吉本禎三、米澤吉藏、明石政藏、岡野宇佐治、丸熊金太郎、光本給、吉武昱郎、吉武忠臣

国東市役所

二 通知の要旨

平成二十二年七月十三日付け森保第七百八十三号で通知した保安林の指定施業要件の変更について、平成二十二年八月三十一日付け大分県告示第七百五号で保安林の指定施業要件を変更したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条、同条第六項において準用する同条第三項の規定により行った通知

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり防衛省九州防衛局長から公共測量を終了した旨通知があった。

平成二十二年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（三級基準点測量）

二 作業の地域

大分市（巨野原及び下判田地域）

三 作業の終了日

平成二十二年九月十日